

(別紙3)

自動車運送事業の自動車運転者の処分結果通知

第 号

平成 年 月 日

都道府県労働基準局長 殿

運輸局長

自動車運転者の労働条件改善のための相互通報に関する覚書第2号の規定により、平成
年 月 日付け第 号をもって通報のあった者に対し、別添写のとおり処分したので、通知する。